

第1回日本・バングラデシュ共同研究

国際協力部教官

松尾 宣宏

第1 本共同研究の経緯等

平成28年(2016年)10月11日から同月18日までの日程(移動日含む。詳細日程については別添日程表参照)で、バングラデシュ人民共和国アニスル・ホック法務・司法・議会担当大臣ら7名(別添研究員名簿参照¹)が来日し、第1回日本・バングラデシュ共同研究(以下、「本共同研究」という。)を実施²した。

バングラデシュについては、平成25年(2013年)に改訂された政府の「法制度整備支援に関する基本方針」において、法制度整備支援の重点対象国に指定されたものの、バングラデシュには、我が国が以前から支援を行ってきたベトナムやカンボジアのように、法制度整備支援のプロジェクトがあるわけではなく、バングラデシュの法務・司法分野に関する情報も非常に限られていたことから、当部では、同年以降、調査委託や当部教官による現地調査を行うなどして、バングラデシュの司法制度に関する基礎調査を行ってきた。

そして、平成28年(2016年)3月、バングラデシュの実務者レベル(バングラデシュ法務・司法・議会担当省審議官ら4名)の者らを日本に招へいし、共同研究を行うとともに、バングラデシュ法務・司法・議会担当省側に更なる共同研究を持ちかけたところ、ホック大臣自ら訪日を希望されたほか、同省次官及びダッカ大学³法学部長等の高官が参加するとの回答に接した。

当方としても、高官自ら来日して日本の法務・司法関係機関を訪問して、関係者との意見交換を行い、日本の司法制度に対する理解を深めてもらうことは、両国の法務・司法関係機関相互の信頼

関係構築に大いに資すると考えた。

また、日本とバングラデシュは、平成26年(2014年)に「包括的パートナーシップ」を立ち上げており、その柱の一つとして、「文化・人的交流の促進」が掲げられているところ、このような共同研究の開催は、まさに、このような両国間の包括的パートナーシップの強化にも資するものであると考えられたことから、本共同研究が実施されるに至ったものである。

第2 本共同研究の内容等

1 前提(バングラデシュにおける法務・司法分野の課題等について)

これまでの調査や3月の共同研究の結果等により、バングラデシュの法務・司法分野の課題として、裁判所における事件の滞留が問題となっていることが判明しており、バングラデシュ側においても、司法関係者の事件管理や事件処理の改善に向けた、裁判官等司法関係者の能力強化等に関する支援を望んでいる。

今回の共同研究では、前記課題を正面から取り上げる機会は多くなかったものの、今後、かかる支援の方向性を検討するに当たり、まずは、法務・司法関係機関への訪問や意見交換を通じて、先方の我が国の司法制度への理解を深めてもらうとともに、相互の信頼関係構築を図るべく、各プログラムにおける訪問先や内容を検討した。

2 各訪問等プログラムにおける具体的内容等

(1) 10月13日(広島)

本共同研究は、広島高等検察庁の酒井邦彦検事長への表敬訪問で幕を開けた。

酒井検事長は、バングラデシュが重点対象国に指定された際に法務総合研究所長を務めておられたこともあり、バングラデシュに対

¹ 本共同研究の参加者は、いずれも今回が初めての訪日であった。

² 本共同研究は、法務総合研究所と公益財団法人国際民商事法センター(ICC LC)との共催で行われた。

³ バングラデシュを代表する大学の一つである。



酒井検事長と本共同研究の参加メンバー
(前列右から3番目がホック大臣，その左隣が酒井検事長)

する支援の必要性について、当時から非常に
関心をお持ちであったことから、ホック大臣
一行ら本共同研究の研究員（以下「研究員」
という。）との意見交換も非常に活発に行わ
れた。

酒井検事長は、国の繁栄のためには「法の
支配」を確立させていくことが重要である
ということを強調されており、ホック大臣
からは、訪問受入れに対する謝意と、日本
の司法制度を知る機会を与えられたこと
への喜びが語られた。

日本とバングラデシュの今後の法務・司
法分野に関する協力の方向性を占う上で
大切な本共同研究の冒頭に、法制度整備
支援に深い造詣をお持ちで、暖かい眼差
しをいただける酒井検事長にお迎えいた
だいたことは、誠に幸運であった。

研究員らは、午後から、松井一實広島
市長を表敬訪問し、その後、平和記念公
園の資料館を視察された。

松井市長への表敬訪問においては、松井
市長、ホック大臣のいずれからも、平
和を構築していくことの尊さについて
述べられた。

法制度整備支援は、法の支配の浸透
により、究極的には平和を希求する
ものであるべきと



芳名録に記帳されるホック大臣（左は松
井市長）

ころ、広島市への訪問⁴は、そのような意味
で、非常に象徴的なものとなったように
感じられた。

(2) 10月14日（大阪、京都）

研究員は、まず、午前中、大阪高等
検察庁の寺脇一峰検事長及び大阪地方
検察庁の上野友慈検事正をそれぞれ
表敬訪問した。

研究員は、特に、捜査をはじめとする
日本の刑事手続について強い関心を
有しており、検事として豊富な経験
をお持ちの寺脇検事長に対し、日本
の刑事手続について、非常に熱

⁴ バングラデシュでは、原爆投下について学校の教科書
で紹介されているとのことで、「広島」の認知度が高く、
研究員らも、原爆投下後の焦土から復興した広島に対
する強い関心を有していた。



寺脇検事長表敬訪問時の一場面
(前列中央がホック大臣, その左隣が寺脇検事長, 右隣が大阪高等検察庁北川次席検事)



講義を行うタスリマ教授



講義を行うホック大臣

心に質問をしていたのが印象的であった。

午後からは、京都大学を訪問した。

法務・司法分野の問題点を解決していくに当たっては、それを担う人材の育成も欠かせないところ、バングラデシュを代表する大学の一つであるダッカ大学法学部長のタスリマ・モンズール教授が研究員にいたことから、法律を専攻する日本の学生や研究者と人的交流を図ることで、法律関係者の人材育成等についても知見を共有するべく企図したものである。

研究員は、まず、京都大学法学部長の潮見佳男教授等を訪問し、その後、法学部生達と意見交換⁵を行ったところ、研究員からは、

⁵ この意見交換は、留学経験等のない、大学1～4年生の学部生（各学年1名ずつ）及び法科大学院生1名の合計5名に臨んでもらい、先方に、日本の法学部生の「素」の姿を見てもらうことを企図したものであった。

学生達が法学部で学ぶことを決めた理由や、各自が目指している進路（法曹、民間企業等）を選択した理由等について、熱心に質問が寄せられ、最後に、ホック大臣から、「皆さんがまっすぐな気持ちで熱意を持って学んでいかれることを確信している。これからも頑張っていたきたい。」旨のエールが送られた。

この意見交換のセッションの後、引き続き、国際法を専攻する学生達⁶との意見交換が行われた。

冒頭、タスリマ教授から、バングラデシュの司法制度等について講義があり、引き続き、ホック大臣自ら、タスリマ教授の内容を補足する説明を行った上、事前に募集していた学生達からのほぼ全ての質問に回答してい

⁶ 京都大学法学部の濱本教授（国際法）の門下生であり、留学生を含む。英語が非常に堪能であった。

ただくなど、ホック大臣は、この意見交換のセッションにも、誠に真摯な姿勢で臨まれていた⁷。

(3) 10月17日(東京)

研究員は、まず、最高裁判所を訪問し、大法廷を施設見学した後、最高裁判所の山崎敏充判事を表敬訪問した。

研究員の大部分は、裁判官あるいは訴訟代理人としての実務経験を有するものであったところ、大法廷の様子に非常に感銘を受けた様子であった。

また、山崎判事への表敬訪問においては、ホック大臣から、 Bangladesh の最高裁判所判事の選任方法等について述べられたほか、互いに、国の根底の基盤として司法があるということ、確固たる司法を築いていくことで法の支配に基づいた国作りが可能となることの共通認識を深めたようであった。

次に、研究員は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所⁸を訪れ、同事務所の施設見学や、同事務所の弁護士と、 Bangladesh における投資環境整備について意見交換を行うなどした。

午後からは、法務総合研究所佐久間達哉所長を表敬訪問した。

佐久間所長から法務総合研究所の役割や業務について紹介があるとともに、既出の司法関係者の事件管理や事件処理の改善等の課題のほかに協力可能な分野の有無について、意見交換がなされた。

その後、研究員は、JICA本部に移動し、北岡伸一理事長に対する表敬訪問を行った。



佐久間所長への表敬訪問の一場面



ホック大臣と北岡理事長

平成28年(2016年)7月1日、 Bangladesh の首都ダッカのレストランで、JICAプロジェクトのコンサルタント関係者らを含む20名以上が犠牲になった襲撃テロ事件は記憶に新しいところであるが、同事件後、 Bangladesh の要人がJICA本部を訪問するのは初めてであったことから、表敬訪問における話題も同事件が中心となった。

ホック大臣は、同事件の犠牲者に対する深い哀悼の意を述べられ、引き続き、同事件の捜査状況に関する説明を行った。

その後、ホック大臣と北岡理事長の間で、テロの再発防止に向けた固い決意と、そのための司法分野における協力の重要性が確認された。

本共同研究の最後は、金田勝年法務大臣に対する表敬訪問であった。

金田大臣は、訪問への歓迎の意を述べられるとともに、 Bangladesh において、法の

⁷ このセッションでは、他の研究員らが回答する機会もあったところ、回答者が英語を言いよんでベンガル語(Bangladeshの公用語)で話し始めたのを聞くや、ホック大臣自ら回答者の傍らに立ち、そのベンガル語を学生に向けて英語に通訳する場面も見られるなど、大臣の気さくな人柄と真摯な姿勢が際立ったセッションであった。

⁸ 同事務所所属の琴浦諒弁護士は、法務総合研究所が行った平成26年度調査委託において、 Bangladesh 法制度の調査研究を受託した弁護士である。調査報告書については当部ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/content/001144523.pdf> を参照



金田大臣への記念品贈呈

支配の大切さを今一度認識していただくと大変ありがたい、安全、安心な国を形作っていただきたい旨述べられた。

これに対し、ホック大臣からは、ダッカ襲撃テロ事件の犠牲者への深い哀悼の意が述べられるとともに、同事件の捜査等の進捗状況等が述べられた。

両大臣は、お互い、日本とバングラデシュの友好関係が続くよう心から願っている旨の思いを述べられ、本表敬訪問は幕を閉じた。

第3 おわりに

本共同研究は、首都東京だけではなく、日本の様々な地で、法務・司法関係者との意見交換を重ねることができ、少なくとも、研究員に、日本の司法制度に対する理解を深めていただき、また、信頼関係構築のための一歩を踏み出すという、当初予定していた成果は達成できたものと思われる。

本共同研究中、特に印象に残っているのは、ホック大臣をはじめとする、研究員の真摯な姿勢であった。

法制度整備支援の対象国の方々に共通することだと思われるが、彼らは、皆、自分の国をよくしたい、自分たちが「国づくり」を成し遂げていく

のだ、という気概にあふれており、本共同研究における研究員も決して例外ではなかった。

今後、バングラデシュに対する法制度整備支援は本格化していくこととなるが、本共同研究を通して、我々としても、彼らに負けない気概・情熱を持って支援活動に取り組んでいかねばならないとの思いを新たにすることができた。

バングラデシュに対する法制度整備支援は、前例がないため、しばらくは、その具体的手法や内容等につき手探りの状態が続くものと思われるが、当部としては、本共同研究を通じて醸成された先方との信頼関係をベースとして、関係機関の協力を得ながら、このチャレンジングな課題に真摯に取り組んでいく所存である。

最後に、本共同研究に当たり、訪問を受け入れていただいた各機関の方々、本共同研究開始前から多大なサポートをいただいた在バングラデシュ日本大使館及び外務省南西アジア課の方々、本共同研究の全てのプログラムに帯同し、研究員と我々の橋渡しをしていただいた在京バングラデシュ大使館の政務担当参事官及び通訳のお二人、その他関係者各位に対し、深い感謝の意を捧げるとともに、バングラデシュの「国づくり」の新たなステージに向けた、今後の連携と協調をお願いすることとし、本稿を終えることとしたい。

第1回日本・バングラデシュ共同研究 研究員

1	アニスル・ホック H.E. Anisul Huq 法務・司法・議会担当大臣
2	モハンマド・シャヒドゥール・ホック Mr. Mohammad Shahidul Haque 法務・司法・議会担当省立法議会担当部次官
3	アブ・サレ・シェイク・モハンマド・ザヒール・ホック Mr. Abu Saleh Sheikh Mohammad Zahirul Haque 法務・司法・議会担当省法務・司法部次官
4	タスリマ・モンズール Dr. Taslima Monsoor ダッカ大学法学部長
5	ビカシュ・クマール・シャハ Mr. Bikash Kumar Saha 法務・司法・議会担当省法務・司法部審議官
6	モハンマド・カデムール・カイエス Mr. Mohammad Khadem Ul Kayes 法務・司法・議会担当省法務・司法部課長
7	M マスム Mr. M Masum 法務・司法・議会担当大臣秘書官

第1回 日本・バングラデシュ共同研究 日程表

【教官:松尾教官, 横山教官, 伊藤(淳)教官 専門官:千同専門官, 藤生統括専門官, 下岡専門官】

月日	曜日	午前	午後
10/12	水	入国(羽田空港)	
10/13	木	10:35 ICDオリエンテーション	14:00 【表敬訪問/施設等見学】 広島市長 広島高等検察庁 広島市役所ほか
10/14	金	11:00 【表敬訪問】 大阪高検・大阪地検 大阪高等検察庁, 大阪地方検察庁	14:30 【訪問/学生との意見交換】 京都大学 16:45 京都大学
10/15	土		
10/16	日	移動(大阪-東京)	
10/17	月	10:00 【表敬訪問/施設等見学】 最高裁判所 アンダーソン・毛利・友常法律事務所	14:45 【表敬訪問】 法務総合研究所長 法務総合研究所赤れんが棟 16:00 【表敬訪問】 JICA理事長 JICA本部 17:30 【表敬訪問】 法務大臣 法務本省
10/18	火	帰国(成田空港)	